令和５年４月版

**練馬区高齢者自立支援用具給付事業のご案内**

**この制度は、高齢者の転倒を予防したり、生活動作を容易にしたり、また行動範囲を広げたり、火災を予防したりするのに役立つ用具を給付して、ご本人の在宅生活を支援するものです。**

**対象者**

・練馬区内に住所のある６５歳以上の在宅の方（入院中の方は原則対象外です）

・下記給付種目①～⑥については、日常生活の動作に何らかの困難があり、本人の生活動作能力によって用具の使用が有効であると認められる方。下記給付種目⑦については、調理等で火を扱う際に認知症等で火の消し忘れがあるなど防災上必要と認められる方。

※介護保険で要介護・要支援認定を受けている方や申請中の方は、下記用具①～④は給付できません。

※介護保険で要介護・要支援認定を受けていない方は、日常生活状況を把握するため、地域包括支援センターが行う基本チェックリスト（健康長寿チェックシート）において一定の基準に該当する必要があります。（「一定の基準」についてはQ&AのNo.7～No.9を参照してください）

**給付種目、限度額**　 ※対象になる種目・性能については、４ページをご覧ください。

種目合計の年間給付限度額は１０万円です。（給付限度管理期間：毎年４月１日から翌年３月３１日まで）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 給付種目 | 種目限度額 | 給付種目 | 種目限度額 |
| ①　腰掛便座 | ５１，５００ 円 | ⑤　シルバーカー | １９，０００ 円 |
| ②　入浴補助用具 | ９０，０００ 円 | ⑥　安全つえ（一点つえ） | 　５，０００ 円 |
| ③　歩行支援用具（手すり） | ４７，０００ 円 | ⑦　電磁調理器 | １５，０００ 円 |
| ④　スロープ | ５０，５００ 円 |

※同一種目の福祉用具に対して二度の支給は行わないことになっていますが、修理が不可能な場合および紛失した場合には例外がありますのでご相談ください。

**自己負担額**

**購入費用の１割（10円未満の端数は切り捨て）**。

※生活保護受給者は、限度額内であれば費用負担はありません。

※ただし種目限度額・年間限度額のいずれかを超える額は、利用者のご負担となります。

**注意事項**

・この事業は、練馬区が登録事業者に納品を委託する、現物給付方式で行っております。**申請前に、個人的に購入または、注文された用具については対象になりません。**

・高齢者自立支援用具給付の取り扱い事業者は、練馬区に登録している事業者になります。登録事業者につきましては、各地域包括支援センター（５ページ参照）に一覧がございますのでご確認ください。

**高齢者自立支援用具給付申請の流れ**

**１　地域包括支援センターに相談、業者の選定**

自立支援用具の購入を希望する場合は、**担当地域の地域包括支援センター**（５ページ参照）にご相談ください。

高齢者自立支援用具給付の取り扱い事業者は、練馬区に登録している事業者になります。登録事業者につきましては、各地域包括支援センターに一覧がございますのでご確認ください。

事業者を選んでいただきましたら、見積書、カタログコピーを依頼します。

**２　事前申請（購入前の申請）**

購入前に、申請内容等を確認しますので、**担当地域の地域包括支援センター**に書類を提出してください。

**① 高齢者自立支援用具給付申請書**

※申請書は各地域包括支援センターにございます。

**② 見積書**

※宛名は練馬区長あて、社印（代表者印）、販売事業者の名称、連絡先、利用者の氏名、商品名、色柄、販売金額等の記載があるものをご提出ください。

**③ カタログコピー**

※値段が記載されているものをご提出ください。

**④ 基本チェックリスト（健康長寿チェックシート）**

※地域包括支援センター職員が作成します。

※要介護・要支援の認定を受けている方は提出不要です。

**３ 事前申請書類の確認**

区において申請内容を確認します。申請内容に問題が無い場合は、書類到着日から約１週間後に下記の通知等を郵送します。

**●利用者あて**

**① 高齢者自立支援用具給付決定通知書**

**② 内訳書**

**③ 高齢者自立支援用具給付決定通知書等の送付について（ご案内）**

※通知等が届きましたら、通知内容を購入事業者にお知らせしてください。

**◎購入事業者あて**

**① 高齢者自立支援用具給付委託通知書**

**② 高齢者自立支援用具給付券**

※通知等が届いた後に、金額・商品・購入事業者等の変更がある場合や取り下げる場合には速やかに、介護保険課給付係までご連絡ください。

**４ 用具の購入、費用の支払い**

利用者は、商品購入後、購入事業者へ高齢者自立支援用具給付決定通知書に記載されている「規定による負担」および「超過負担」の額を支払います。

利用者は高齢者自立支援用具給付券の給付物件受領者欄に署名もしくは記名押印します。

**５ 事後申請（購入後の申請）**

購入後、下記①・②の書類を**介護保険課給付係**に提出してください。

**① 高齢者自立支援用具給付券**

※「納入業者」の欄に代表者印を押印してください。

※「申請者より受領した額」の欄は、「規定による負担」の額と「超過負担」の額の合計を記入してください。

※「給付物件受領者」の欄は、利用者に記入していただきますようお願いします。

**② 請求書**

※請求金額は、給付券等に記載してある「公費負担金額」です。

※区様式の請求書（12番）を使用する場合は、練馬区ホームページからダウンロードしていただくようお願いします。

《請求書12番の掲載場所》

トップページの事業者向け⇒事業者向け情報の「会計管理室」⇒区への請求関連書類（請求書）⇒請求書のダウンロード

※内訳欄等に、商品名、金額、利用者名等の内訳を記入してください。

**６ 支給**

事後申請書類をご提出いただいた後、約１か月後に委託通知書に記載してある「公費負担金額」を登録事業者ご指定の金融機関口座に振り込みます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

高齢者自立支援用具給付事業支給用具　性能表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　目 | 性　　　　　　　　能 | 限度額 |
| 腰掛便座　　　　　　 | つぎのいずれかに該当するものを対象とする。①　和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの②　洋式便器の上に置いて高さを補うもの③　電動またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの④　便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能なものに限る。） | 51,500円 |
| 入浴補助用具 | 　つぎのものを対象とする。　①　入浴用いす：座面の高さがおおむね35cm以上のものまたはリクライニング機能を有するもの　②　浴槽用手すり：浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの　③　浴槽内いす：浴槽内に置いて利用することができるもの　④　入浴台：浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるもの　⑤　浴室内すのこ：浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるもの　⑥　浴槽内すのこ：浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの | 90,000円 |
| 歩行支援用具（手すり） | つぎのものを対象とする。①　居宅の床に置いて使用すること等により、転倒防止または移動もしくは移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの②　便器を囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がりまたは移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの | 47,000円 |
| スロープ | 　持ち運びが容易にでき、しっかり固定することができるもので、安全な利用のために十分な強度を有するもの（工事を伴わないものとする。） | 50,500円 |
| シルバーカー | つぎの全てに該当するものを対象とする。①　必要な強度と安全性を有するもの②　取っ手の高さ調節が可能なもの③　手元ブレーキ（自転車のブレーキレバーの形状を除く。）が装備されていて、掴む場所によってブレーキ性能が変わらず、片手で両輪に確実にブレーキがかけられるものなお、介護保険の福祉用具貸与サービスの対象となる品目（歩行器、身体を囲む形状のシルバーカーおよび車椅子）は、歩行補助の機能があっても、本事業の対象としない。 | 19,000円 |
| 安全つえ（一点つえ） | つぎの全てに該当するものを対象とする。①　つえの先が一点のもので、確実に地面を捉え、滑らないもの②　木製、アルミ製またはカーボン製のもの③　長さ調節が可能なもの（折りたたみ式を除く。）なお、白杖や黄色い杖は、本事業の対象としない。 | 5,000円 |
| 電磁調理器 | 炎を生ぜず電磁作用によって鍋等自身を発熱させる調理器で、安全かつ取扱いが簡便なもの（本体のみ） | 15,000円  |

**【 地域包括支援センター 一覧 】**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 名称 | 所在地 | 電話番号 | 担当地域 |
| １ | 第２育秀苑 | 羽沢2-8-16 | 5912-0523 | 旭丘、小竹町、羽沢、栄町 |
| ２ | 桜台 | 桜台1-22-9 | 5946-2311 | 桜台 |
| ３ | 豊玉 | 豊玉南3-9-13 | 3993-1450 | 豊玉中、豊玉南 |
| ４ | 練馬 | 練馬2-24-3 | 5984-1706 | 練馬 |
| ５ | 練馬区役所 | 豊玉北6-12-1 | 5946-2544 | 豊玉上、豊玉北 |
| ６ | 中村橋 | 貫井1-9-1 | 3577-8815 | 貫井、向山 |
| ７ | 中村かしわ | 中村2-25-3 | 5848-6177 | 中村、中村南、中村北 |
| ８ | 北町 | 北町2-26-1 | 3937-5577 | 錦、北町1～5・8、平和台 |
| ９ | 北町はるのひ | 北町6-35-7 | 5399-5347 | 氷川台、早宮、北町6・7 |
| 10 | 田柄 | 田柄4-12-10 | 3825-2590 | 田柄1～4、光が丘1 |
| 11 | 練馬高松園 | 高松2-9-3 | 3926-7871 | 春日町、高松1～3 |
| 12 | 光が丘 | 光が丘2-9-6 | 5968-4035 | 光が丘2・4～6、旭町、高松5丁目13～24番 |
| 13 | 光が丘南 | 光が丘3-3-1-103 | 6904-0312 | 高松4・5丁目1～12番、田柄5、光が丘3・7 |
| 14 | 第３育秀苑 | 土支田1-31-5 | 6904-0192 | 土支田、高松6 |
| 15 | 練馬ゆめの木 | 大泉町2-17-1 | 3923-0269 | 谷原、高野台3～5、三原台、石神井町2 |
| 16 | 高野台 | 高野台1-7-29 | 5372-6300 | 富士見台、高野台1・2、南田中1～3 |
| 17 | 石神井 | 石神井町3-30-26 | 5923-1250 | 石神井町1・3～8、石神井台1・3 |
| 18 | フローラ石神井公園 | 下石神井3-6-13 | 3996-0330 | 下石神井、南田中4・5 |
| 19 | 第二光陽苑 | 関町北5-7-22 | 5991-9919 | 石神井台2・5～8、関町東2、関町北4･5 |
| 20 | 関町 | 関町南4-9-28 | 3928-5222 | 関町北1～3、関町南2～4、立野町　 |
| 21 | 上石神井 | 上石神井1-6-16 | 3928-8621 | 上石神井、関町東１、関町南１、上石神井南町、石神井台４ |
| 22 | やすらぎミラージュ | 大泉町4-24-7 | 5905-1190 | 大泉町1～4 |
| 23 | 大泉北 | 大泉学園町4-21-1 | 3924-2006 | 大泉学園町4～9 |
| 24 | 大泉学園 | 大泉学園町2-20-21 | 5933-0156 | 大泉学園町1～3、大泉町5・6東大泉3-52～55番、東大泉3-58～66番 |
| 25 | 南大泉 | 南大泉5-26-19 | 3923-5556 | 西大泉、西大泉町、南大泉5･6 |
| 26 | 大泉 | 東大泉1-29-1 | 5387-2751 | 東大泉1・2、東大泉3-1～51番、東大泉3-56～57番、東大泉４～6 |
| 27 | やすらぎシティ | 東大泉7-27-49 | 5935-8321 | 東大泉7、南大泉1～4 |

【事業に関するお問い合わせ】

〒176-8501練馬区豊玉北6-12-1　練馬区介護保課給付係　☎　03-5984-4591（直通）